

# 税の申告が始まります

## 2月18日～3月17日

今年も税の申告の季節がやって来ました。町県民税（住民税）の申告、所得税の確定申告と納税は、いずれも2月18日から3月17日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談を開設します。土曜・日曜日はお休みとなりますが、2月24日・3月2日の日曜日、午前中については、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。（3ページの日程表参照）

毎年、申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、地区相談日を確認のうえ、早めの申告をお願いします。また、申告書の作成にあたっては記載例にしたがって、自書作成で申告されますようお願いいたします。



### 所得税の申告

#### ◎申告が必要な人

平成19年1月から12月までの所得金額の合計額が、基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超える場合で、課税総所得金額に対する税額が配当控除額を超えるとき。

給与所得のある人で、次のいずれかに該当する人  
 ・給与の年収が2千万円を超える人

給与以外の所得が20万円を超える人  
 ・給与の支払いを2ヶ所以上から受けている人

#### ◎還付申告で税金がもどる人

給与所得のある次のような人は、確定申告をすると所得税がもどってくる場合があります。

- ・災害にあった人
- ・多額の医療費を支払った人
- ・マイホームをローンなどで取得した人で、一定の要件にあてはまる人
- ・退職し再就職をしていない人

年の途中で退職し再就職していない場合、その年の給与については普通年末調整がされていません。所得税を納めすぎている場合、確定申告をすると所得税がもどります。源泉徴収票、各種証明書、領収書などをお持ちください。なお、還付申告は2月1日

から受付します。（給与・年金のみ）

#### ◎譲渡所得がある人

平成19年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。

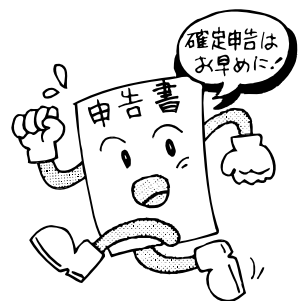
なお、譲渡所得のある方は、原則的に佐原税務署での申告となります。

#### ◎こんなときにも申告が必要です

「お金のやり取りがない」、「手元にお金が残っていない」というようなことで、「申告する必要がないのでは」と思っている人はいませんか？  
 代物弁済、財産分与、保証債務、現物出資、法人に対する資産の贈与などや買い替え、交換、競売、収用、公売等の場合にも譲渡所得の申告が必要となります。佐原税務署で申告を受けていますのでお問い合わせください。

#### ◎贈与税の申告

平成19年分の贈与税申告と納税は、2月1日から3月17日までです。昨年1年間に贈



与を受けた方は、贈与税の申告が必要です。

#### ◎青色申告で合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成20年分から青色申告をする方は、3月17日までに青色申告承認申請書を提出してください。

#### ◎農業所得の申告

農業所得は、収支計算書に基づき算出することになっています。申告には、「収支内訳書」の添付が必要ですが、内訳書の記入が不備な方は、農業取引記入帳など内容確認のため、次の書類もご用意ください。

「収入に関するもの」

出荷や販売した農作物、金額、取引先、取引期日などがわかるもの（預金通帳・